自由金利型定期預金規程

【I. 自動継続扱以外の場合】

1. 預金の支払時期

この預金は、証書(通帳)記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日自動解約方式とした場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された通帳記載の預金口座に入金するものとします。(通帳不発行方式の場合の満期日はインターネットバンキング(以下「IB」といいます。)または窓口で確認してください。)

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書 (通帳)記載の利率(通帳不発行方式の場合の利率は IB または窓口で確認してください。以下これらを 「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入 日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次 によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(通帳不発行方式の場合の中間利払利率は窓口で確認してください。以下これらを「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)と ともに提出してください(通帳不発行方式の場合は通帳の持参は不要です。)。
 - B. Aにかかわらず、印鑑不使用方式の場合は届出印章の押印に代えて本人確認書類を提出してください。
 - C. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入期間」といいます。)および次の第1号および第2号のうちいずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います(6か月未満の場合は第1号とする)。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。なお、いずれの場合も解約日の普通預金の金利を下回らないこととします。(ただし、6か月未満を除く)①約定期間と預入期間に応じた利率
 - A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満
 - ア. 2024年10月10日以前にお預入れ:解約時の普通預金の利率
 - イ. 2024 年 10 月 11 日以降にお預入れ:約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか 低い方の利率
- b. 6か月以上1年未満約定利率×50%
- c. 1年以上2年未満約定利率×70%
- B. 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満
 - ア. 2024年10月10日以前にお預入れ:解約時の普通預金の利率
 - イ. 2024 年 10 月 11 日以降にお預入れ:約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか 低い方の利率
 - b. 6か月以上1年未満約定利率×30%
 - c. 1年以上2年未満約定利率×50%
 - d. 2年以上3年未満約定利率×70%
- C.預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満
 - ア. 2024年10月10日以前にお預入れ:解約時の普通預金の利率
 - イ. 2024 年 10 月 11 日以降にお預入れ:約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか 低い方の利率
 - b. 6か月以上1年未満約定利率×20%
 - c. 1年以上2年未満約定利率×30%
 - d. 2年以上3年未満約定利率×50%
 - e. 3年以上4年未満約定利率×70%
- D. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満
 - ア. 2024年10月10日以前にお預入れ:解約時の普通預金の利率
 - イ. 2024 年 10 月 11 日以降にお預入れ:約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか 低い方の利率
 - b. 6か月以上1年未満約定利率×10%
 - c. 1年以上2年未満約定利率×20%
 - d. 2年以上3年未満約定利率×30%
 - e. 3年以上4年未満約定利率×50%
 - f. 4年以上5年未満約定利率×70%
- E. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満
 - ア. 2024年10月10日以前にお預入れ:解約時の普通預金の利率
 - イ. 2024 年 10 月 11 日以降にお預入れ:約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか 低い方の利率
 - b. 6か月以上1年未満約定利率×10%
 - c. 1年以上2年未満約定利率×10%
 - d. 2年以上3年未満約定利率×20%
 - e. 3年以上4年未満約定利率×40%

f. 4年以上5年未満約定利率×70%

②次の式により計算した利率

ただし、この式で計算した利率が「約定利率×10%」を下回る場合は「約定利率×10%」とします。なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- (4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (5) この預金の中間利払時のお利息が、預金口座への入金の場合には、利息の計算書は発行しませんので、通帳にて利息金額をご確認ください。利息計算書の発行をご希望の方は窓口へお申し出ください。
- (6) 第5項にかかわらず、中間利払時の利息受取方法が現金の場合、利息の計算書を発行いたします。

【Ⅱ. 自動継続扱いの場合】

1. 自動継続

- (1)この預金は、証書(通帳)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。 継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。(通帳不発行方式の場合の満期日は IB または窓口で確認してください。)

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、本項および第2項において同じです。) から満期日の前日までの期間(以下「約定日数」といいます。)および証書(通帳)記載の利率(継続後の預金についてはII. 自動継続扱いの場合 第1条第2項の利率。通帳不発行方式の場合の利率はIBまたは窓口で確認してください。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(通帳不発行方式の場合の中間利払利率は窓口で確認してください。以下これらを「中間払利息」といいます。)を利息の一部として各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。) は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払

利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記 名押印して証書(通帳)とともに提出してください。(通帳不発行方式の場合は通帳の持参は不要です。)
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (4) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入期間」といいます。)および次の第1号および第2号のうちいずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います(6か月未満の場合は第1号とする)。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。なお、いずれの場合も解約日の普通預金の金利を下回らないこととします。(ただし、6か月未満を除く)①約定期間と預入期間に応じた利率
 - A. 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満
 - ア. 2024年10月10日以前にお預入れ:解約時の普通預金の利率
 - イ. 2024 年 10 月 11 日以降にお預入れ:約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方の利率
 - b. 6か月以上1年未満約定利率×50%
 - c. 1年以上2年未満約定利率×70%
 - B. 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満
 - ア. 2024年10月10日以前にお預入れ:解約時の普通預金の利率
 - イ. 2024 年 10 月 11 日以降にお預入れ:約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか 低い方の利率
 - b. 6か月以上1年未満約定利率×30%
 - c. 1年以上2年未満約定利率×50%
 - d. 2年以上3年未満約定利率×70%
 - C. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満
 - ア. 2024年10月10日以前にお預入れ:解約時の普通預金の利率
 - イ. 2024 年 10 月 11 日以降にお預入れ: 約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか 低い方の利率
 - b. 6か月以上1年未満約定利率×20%

- c. 1年以上2年未満約定利率×30%
- d. 2年以上3年未満約定利率×50%
- e. 3年以上4年未満約定利率×70%
- D. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満
 - ア. 2024年10月10日以前にお預入れ:解約時の普通預金の利率
 - イ. 2024 年 10 月 11 日以降にお預入れ:約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか 低い方の利率
 - b. 6か月以上1年未満約定利率×10%
 - c. 1年以上2年未満約定利率×20%
 - d. 2年以上3年未満約定利率×30%
 - e. 3年以上4年未満約定利率×50%
 - f. 4年以上5年未満約定利率×70%
- E. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a. 6か月未満
 - ア. 2024年10月10日以前にお預入れ:解約時の普通預金の利率
 - イ. 2024 年 10 月 11 日以降にお預入れ:約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか 低い方の利率
 - b. 6か月以上1年未満約定利率×10%
 - c. 1年以上2年未満約定利率×10%
 - d. 2年以上3年未満約定利率×20%
 - e. 3年以上4年未満約定利率×40%
 - f. 4年以上5年未満約定利率×70%
- ②次の式により計算した利率

ただし、この式で計算した利率が「約定利率×10%」を下回る場合は「約定利率×10%」とします。 なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- (5) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (6)この預金の継続時または中間利払時のお利息が、預金口座への入金または元金に上乗せされる場合には、 利息の計算書は発行しませんので、通帳または証書にて利息金額をご確認ください。利息計算書の発行 をご希望の方は窓口へお申し出ください。
- (7) 第6項にかかわらず、継続時または中間利払時の利息受取方法が現金の場合、利息の計算書を発行いたします。

【Ⅲ. 規程の変更】

- (1) この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、 変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規程の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力

発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。

(3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以上

(2024年10月11日現在)